

単 価 契 約 書

1 品 名	}	平成 21年度青写真等単価契約金額一覧表のとおり
2 規 格		
3 契 約 金 額		
4 契 約 期 間	平成 21年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	
5 納 入 場 所	大阪府の指定する場所	
6 契 約 保 証 金	免 除	
7 適 用 除 外 条 項	な し	

上記の単価契約について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外事項は、上記7のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 月 日

発 注 者 大 阪 府

代 表 者 大 阪 府 知 事 橋 下 徹

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき日本国の法令を遵守し、この単価契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
 - 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面による甲の承認を得て、日本国内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。）又は信用保証協会に対して売掛債権を譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、この限りでない。

(物品の配送等)

- 第3条 乙は、物品を配送するときは、知事が定める「グリーン配送等の条件」を遵守するものとする。
- 2 乙は、物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第4条 乙は、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、甲に対しその理由を付した書面により納入期限延長の申出をすることができるものとする。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 3 甲は、第1項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めたときは、乙と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

第5条 甲は、納入日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち合わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。
- 4 甲は、第1項の検査において、物品の全部又は一部が契約に違反し、あるいはかしがあることを発見したときは、乙に物品の取替又は改善を請求することができる。
- 5 甲は、乙が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第6条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって甲に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて乙が負担するものとする。

(納入代金の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の確認後、適法な請求書を甲に提出するものとする。ただし、第3条第2項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納品され、前条の規定による甲の確認後、適法な請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に納入代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 4 甲は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部にかしがあることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、甲が乙から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容のかしが、乙の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(履行遅滞による遅滞料)

第8条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に納入すべき数量（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の数量）を乗じて得た額につき、年5パーセントの割合で計算した額を遅滞料として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第5条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに乙の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (6) 甲が行う物品の検査に際し乙に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (7) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額に仕様書に定める需要予定数量を乗じて得た額(以下「総予定額」という。)の100分の5に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

3 前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。

5 甲は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
 - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として総予定額の 100 分の 5 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条の規定により甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の需要数量から著しく減少することとなるとき。
- (2) 第 9 条の規定により甲が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。

（乙の損害賠償請求）

第 14 条 甲は、第 10 条第 5 項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の規定は、前条の規定に基づきこの契約が解除された場合について準用する。

（賠償額の予定等）

第 15 条 乙は、この契約に関し、第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当するときは、賠償金として総予定額の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第 49 条第 7 項の規定により確定したとき（独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。）。
- (2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第 50 条第 5 項の規定により確定したとき（独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。）。
- (3) 独占禁止法第 65 条から第 67 条までの規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定により原処分を全部取消す審決又は独占禁止法第 67 条第 2 項の規定により該当する事実がなか

ったと認める審決を除く。) に対して乙が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。

- (4) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 第 11 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 第 11 条第 5 号に該当したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の変更)

第 16 条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 17 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(紛争の処理)

第 18 条 乙は、この契約に関し第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(別 記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者へ報告をしなければならない。